

都市緑地法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（抄）（第二条関係）	42
○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）（第三条関係）	51
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第四条関係）	54
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（第五条関係）	57
○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（附則第五条関係）	65
○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（附則第六条関係）	66
○ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）（附則第七条関係）	67
○ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）（抄）（附則第八条関係）	69
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第九条関係）	72
○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）（抄）（附則第十条関係）	73
○ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（抄）（附則第十一条関係）	76
○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）（附則第十二条関係）	77
○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）（附則第十三条関係）	78
○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）（抄）（附則第十四条関係）	79
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）（附則第十五条関係）	80
○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）（附則第十六条関係）	81
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）（附則第十七条関係）	82
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十八条関係）	84
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第十九条関係）	86

改 正 案	現 行
目次 第一章 （略） 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針及び計画（第三条の二―第四条） 第三章 緑地保全地域等 第一節 （略） 第二節 特別緑地保全地区（第十二条―第十九条の三） 第三節 第五節 （略） 第四章 第六章 （略） 第七章 都市緑化支援機構（第六十九条―第八十条） 第八章 緑地保全・緑化推進法人（第八十一条―第八十六条） 第九章 優良緑地確保計画の認定等 第一節 優良緑地確保計画の認定（第八十七条―第九十四条） 第二節 登録調査機関等（第九十五条―第一百十二条） 第十章 雑則（第一百十三条・第一百十四条） 第十一章 罰則（第一百十五条―第一百二十条） 附則 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針及び計画 （基本方針） 第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	目次 第一章 （略） 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第四条） 第三章 緑地保全地域等 第一節 （略） 第二節 特別緑地保全地区（第十二条―第十九条） 第三節 第五節 （略） 第四章 第六章 （略） （新設） 第七章 緑地保全・緑化推進法人（第六十九条―第七十四条） （新設） 第八章 雑則（第七十五条） 第九章 罰則（第七十六条―第八十条） 附則 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 （新設）

2	基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一	緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項
二	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項
三	緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
四	都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項
五	市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項
六	前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項
3	基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
4	国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5	国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6	前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（広域計画）	
2	第三条の三 都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができる。 広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものと

（新設）

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 四 都道府県の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。）の整備及び管理に関する事項
- 五 町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準
- 六 特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
- 三 広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景觀法（平成十六年法律第一百十号）第八条第二項第一号の景觀計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景觀計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。
- 四 都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 五 都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 六 都道府県は、広域計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表する。

するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7| 第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 (略)

(削る)

四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、ロからニまでに掲げる事項）

イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次号ニ、第八条

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

(新設)

(新設)

第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項
六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針

ハ（略）
ニ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

ホ 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項

八（略）

3 前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構（以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。）が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市

四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ（略）
（新設）

ロ（略）

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項

六（略）
（新設）

緑化支援機構の同意を得なければならない。

4| 基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

5| 市町村は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(削る)

6| 市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。

7| 町村は、基本計画に第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまでに掲げる事項を定める場合において

3| 基本計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4| 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5| 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限り。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

(新設)

6| 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ

ては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

8|
(略)

9| 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(緑地保全地域における行為の規制等の基準)

第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。）は、第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定め、これを公表しなければならない。この場合において、当該都道府県にあつては、これを関係町村に通知しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

2| 都道府県等は、前項に規定する基準を定めるときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

、都道府県知事と協議しなければならない。

7|
(略)

8| 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(緑地保全計画)

第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。）は、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

2| 緑地保全計画には、第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定めるものとする。

3| 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

二 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

三 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

4| 緑地保全計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合したものでなければならない。

5| 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県等が第三条の三第二項第五号に掲げる事項を定めた広域計画又は第四条第二項第五号イに掲げる事項を定めた基本計画を第三条の三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表している場合については、適用しない。

（削る）

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 （略）

2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第六条第一項に規定する基準（同条第三項に規定する場合にあつては、第三条の三第二項第五号又は第四条第二項第五号イに規定する基準。第八項において同じ。）に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の規定による処分は、第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

（新設）

6 都道府県等は、緑地保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係町村に通知しなければならない。

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 （略）

2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 都道府県知事等は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日（前項の規定により第三項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6
（略）

7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の規定により届出を要する行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならぬ。

8 都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、第六条第一項に規定する基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一五（略）

六 基本計画において定められた当該緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

七九（略）

（特別緑地保全地区における行為の制限）

第十四条（略）

2・3（略）

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為であつて同項各号に掲げるものをしようとする

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6
（略）

7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならぬ。

8 都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、緑地保全計画で定める基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一五（略）

六 緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

七九（略）

（特別緑地保全地区における行為の制限）

第十四条（略）

2・3（略）

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為であつて同項各号に掲げるものをしようとする者は、

者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5・6 (略)

7 都道府県知事等は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一・三 (略)

四 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為

五・七 (略)

(土地の買入れ)

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項又は次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れするものとする。

2 前項の申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県を、当該土地の買入れの相手方として定めるこ

。あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5・6 (略)

7 都道府県知事等は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一・三 (略)

(新設)

四・六 (略)

(土地の買入れ)

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れするものとする。

2 前項の規定による申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに

とができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県又は町村が、当該土地を買い入れるものとする。

4 (略)

(都市緑化支援機構による特定緑地保全業務)

第十七条の二 都道府県等は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第七十条において「対象土地」という。）について、第七十条第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の都道府県等は、当該通知の後速やかに、特定緑地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一 都市緑化支援機構が第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二 都市緑化支援機構が第七十条第二号に掲げる業務として行う

掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に

「緑地保全・緑化推進法人」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地保全・緑化推進法人を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県、町村又は緑地保全・緑化推進法人が、当該土地を買い入れるものとする。

4 (略)

(新設)

機能維持増進事業の内容及び方法

- 三 都市緑化支援機構が第七十条第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法
- 四 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）
- 五 前号の期間内において都市緑化支援機構が第七十条第四号に掲げる業務として行う都道府県等への対象土地の譲渡の方法及び時期
- 六 都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて都道府県等が負担すべきものの支払の方法及び時期
- 七 その他国土交通省令で定める事項
- 四 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。
- 五 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。
- 六 前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、特定緑地保全業務を行わなければならない。
- 七 第五項に定めるもののほか、都道府県等は、業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。

（買い入れた土地の管理）

第十八条 都道府県は、第十七条第一項若しくは第三項の規定により買い入れた土地又は業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地については、この法律の目的に適合するよう、かつ、第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しな

（買い入れた土地の管理）

第十八条 都道府県、市町村又は緑地保全・緑化推進法人は、前条第一項又は第三項の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するよう、かつ、第四条第二項第四号に掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

ればならない。

- 2 前項の規定は、市町村について準用する。この場合において、同項中「第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画」とあるのは、「第四条第二項第六号ハに掲げる事項を定める基本計画」と読み替えるものとする。

（都市計画の決定等に関する特例）

- 第十九条の二 市町村が第四条第二項第六号ロに掲げる事項を定めた基本計画を同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表した場合において、当該市町村が都市計画に特別緑地保全地区内の土地を都市計画法第十一条第一項第二号に掲げる施設である緑地として定めるときについては、同法第十六条の規定及び同法第十九条第三項から第五項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同法第十九条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該都市計画の案について異議がある旨の第十七条第二項の規定による意見書の提出がなかつたときは、その議を経ることを要しない」とする。

（都市計画事業の認可に関する特例）

- 第十九条の三 市町村は、第四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項として、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可に関する事項を定めることができる。

- 2 市町村は、基本計画に前項に規定する事項を定める場合においては、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に協議をするとともに、市にあつては都道府県知事に協議を

（新設）

（新設）

（新設）

し、その同意を得なければならない。

一 前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する施設を管理する者の意見の聴取を要することとなるとき 当該施設を管理する者

二 前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要することとなるとき 当該事業を行う者

3| 第一項に規定する事項が定められた基本計画が第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項に規定する事業を実施する市町村又は都市緑化支援機構に対する都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可があつたものとみなす。

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全

（地区計画等緑地保全条例）

第二十条 市町村は、地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。第三十九条第一項において同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。以下この項及び第三十九条第一項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全

（地区計画等緑地保全条例）

第二十条 市町村は、地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。以下この項及び第三十九条第一項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をい

集落地区整備計画をいう。)において、現に存する樹林地、草地等(緑地であるものに限る。次項において同じ。)で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(地区整備計画にあつては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。)が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。)の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。)に限り、特別緑地保全地区を除く。)内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2・3 (略)

4 地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項まで及び第九項(第一号、第二号、第六号及び第七号に係る部分に限る。)の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

(管理協定の締結等)

第二十四条 地方公共団体又は第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。)は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及

う。)において、現に存する樹林地、草地等(緑地であるものに限る。次項において同じ。)で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(地区整備計画にあつては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。)が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。)の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。)に限り、特別緑地保全地区を除く。)内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2・3 (略)

4 地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項まで及び第九項(第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

(管理協定の締結等)

第二十四条 地方公共団体又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。)は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び

び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

一五（略）

2（略）

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第五号ハに掲げる事項が定められている場合にあっては当該事項に従って管理を行うものであること。

二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第六号ニに掲げる事項が定められている場合にあっては当該事項に従って管理を行うものであること。

三四（略）

4 地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特

収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

一五（略）

2（略）

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合にあっては当該事項に従って管理を行うものであること。

二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第四号ハに掲げる事項が定められている場合にあっては当該事項に従って管理を行うものであること。

三四（略）

4 地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特

例)

第三十条 第二十四条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百二十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（国の補助）

第三十一条 国は、都道府県等が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに都道府県又は町村が行う第十七条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

例)

第三十条 第二十四条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百二十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（国の補助）

第三十一条 国は、都道府県等が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都道府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(市民緑地契約の締結等)

第五十五条 地方公共団体又は第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第八十二条第一号口に掲げる業務を行うものに限る。)は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における政令で定める規模以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下「土地等」という。)の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と次に掲げる事項を定めた契約(以下「市民緑地契約」という。)を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設の設置をいう。以下同じ。)を設置し、これらの緑地又は緑化施設(以下「市民緑地」という。)を管理することができる。

一五 (略)

2 地方公共団体又は前項の緑地保全・緑化推進法人は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは第四条第二項第八号の地区内の緑地の保全又は緑化地域若しくは同項第十号の地区内の緑化の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地等の所有者の申出がない場合であっても、当該地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3 市民緑地契約の内容は、基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 (略)

5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号口に掲げる事項を定める場合においては、

(市民緑地契約の締結等)

第五十五条 地方公共団体又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号口に掲げる業務を行うものに限る。)は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における政令で定める規模以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下「土地等」という。)の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と次に掲げる事項を定めた契約(以下「市民緑地契約」という。)を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設の設置をいう。以下同じ。)を設置し、これらの緑地又は緑化施設(以下「市民緑地」という。)を管理することができる。

一五 (略)

2 地方公共団体又は前項の緑地保全・緑化推進法人は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは第四条第二項第六号の地区内の緑地の保全又は緑化地域若しくは同項第八号の地区内の緑化の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地等の所有者の申出がない場合であっても、当該地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3 市民緑地契約の内容は、基本計画(緑地保全地域内にあつては、基本計画及び緑地保全計画。第六十一条第一項第六号において同じ。)との調和が保たれたものでなければならない。

4 (略)

5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号口に掲げる事項を定めようとする場合にお

あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならない。

一三 (略)

6 (略)

7 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に同項第二号ロに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

8・9 (略)

第五十七条 削除

(市民緑地設置管理計画の認定)

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第十号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画(以下「市民緑地設置管理計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

いは、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならない。

一三 (略)

6 (略)

7 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に同項第二号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

8・9 (略)

(国等の援助)

第五十七条 国及び地方公共団体は、市民緑地の適切な管理を図るため、市民緑地の設置及び管理を行う地方公共団体又は第五十五条第一項の緑地保全・緑化推進法人に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(市民緑地設置管理計画の認定)

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第八号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画(以下「市民緑地設置管理計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 (略)

(市民緑地設置管理計画の変更)

第六十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 (略)

(認定市民緑地の管理)

第六十七条 地方公共団体又は第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十二条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて設置された市民緑地（次条において「認定市民緑地」という。）を管理することができる。

第七章 都市緑化支援機構

(支援機構の指定)

第六十九条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に關し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）として指定することができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 支援業務以外の業務を行つている場合にあつては、その業務を行うことによつて支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及

2 (略)

(市民緑地設置管理計画の変更)

第六十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 (略)

(認定市民緑地の管理)

第六十七条 地方公共団体又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて設置された市民緑地（次条において「認定市民緑地」という。）を管理することができる。

(新設)

(新設)

ばすおそれがないものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援業務を適正かつ確実に実施することができるとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 以下の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第七十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

3 国土交通大臣は、指定をしたときは、支援機構の名称、住所及び支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援機構は、その名称、住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援機構の業務）

第七十条 支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。

（新設）

四 第十七条の二第三項第四号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。

五 第八十九条第三項に規定する認定事業者に対し、第九十条に規定する緑地確保事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

六 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

八 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程の認可)

第七十一条 支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、特定緑地保全業務に関する規程（以下この条及び第七十九条第二項第三号において「業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定緑地保全業務を行うべき土地の基準に関する事項

二 業務実施協定の締結に関する事項

三 特定緑地保全業務の実施の方法に関する事項

四 特定緑地保全業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項

五 その他特定緑地保全業務に関し必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 支援機構は、業務規程の変更をするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 支援機構は、第一項又は前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

(新設)

5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の認可をした業務規程が特定緑地保全業務を適正かつ確実に実施する上で不適当となつたと認めるときは、支援機構に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十二条 支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 支援機構は、前項の認可を受けた事業計画書及び収支予算書を変更するときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第七十三条 支援機構は、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(区分経理)

第七十四条 支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 特定緑地保全業務

二 第七十条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(新設)

(新設)

(新設)

三 第七十条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

(帳簿の記載等)

第七十五条 支援機構は、支援業務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第七十六条 支援機構の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 支援業務に従事する支援機構の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第七十七条 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機構の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第七十八条 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(指定の取消し)

第七十九条 国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

一 第六十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

2 国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第六十九条第四項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条又は第七十五条の規定に違反したとき。

三 第七十一条第一項又は第三項の認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。

四 第七十一条第五項又は前条の規定による命令に違反したとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第八十条 前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に新たに指定をしたときは、取消しに係る支援機構の特定緑地保全業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機構に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における特定緑地保全業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(新設)

(新設)

第八章 緑地保全・緑化推進法人

(推進法人の指定)

第八十一条 (略)

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 (略)

(推進法人の業務)

第八十二条 推進法人は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次のいずれかに掲げる業務

イ・ロ (略)

(削る)

二五 (略)

第八十三条 第八十六条 (略)

第九章 優良緑地確保計画の認定等

第一節 優良緑地確保計画の認定

(緑地確保指針の策定)

第八十七条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者(その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に

第七章 緑地保全・緑化推進法人

(指定)

第六十九条 (略)

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 (略)

(業務)

第七十条 推進法人は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次のいずれかに掲げる業務

イ・ロ (略)

ハ 主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行うこと。

二五 (略)

第七十一条 第七十四条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。

2 緑地確保指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 周囲の自然環境と調和のとれた緑地又は緑化施設の整備又は設置、地域の自然的社会的条件に応じた多様な動植物の生息環境又は生育環境の確保その他の良好な都市環境の形成に関して緑地確保事業者が取り組むべき事項

二 その他緑地確保事業者による都市における緑地の確保に関する取組の実施に際し配慮すべき事項

3 国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（優良緑地確保計画の認定）

第八十八条 緑地確保事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その実施する都市における緑地の確保のための取組（以下「緑地確保事業」という。）に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）を作成し、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 優良緑地確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 緑地確保事業を実施する区域の位置及び面積

二 緑地確保事業の内容

三 計画期間

四 緑地確保事業の実施体制

（新設）

五	資金計画
六	その他国土交通省令で定める事項
3	前項第二号に掲げる事項には、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第三項第一号及び第二号に掲げる事項を記載することができる。
4	国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。
5	国土交通大臣は、第一項の認定のための審査に当たつては、国土交通省令で定めるところにより、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。
6	国土交通大臣は、第一項の認定をする場合において、その申請に係る優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該優良緑地確保計画について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、かつ、当該行為が第三号に掲げる行為に該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。
一	首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏保全法第七条第一項又は近畿圏保全法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの
二	都府県知事（当該行為が指定都市の区域内において行われるものである場合にあっては、当該指定都市の長）
7	二 緑地保全地域内において行う行為であつて、第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事等 三 特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事等 都道府県知事等は、前項第三号に掲げる行為に係る優良緑地確保計画について同項の協議があつた場合において、当該協議に係る緑地確保事業の実施に係る行為が第十四条第二項の規定により

同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、前項の同意をするものとする。

8| 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた緑地確保事業者の氏名又は名称及び当該認定に係る優良緑地確保計画の内容を公表するものとする。

(変更の認定等)

第八十九条 前条第一項の認定を受けた緑地確保事業者は、当該認定に係る優良緑地確保計画を変更するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3| 前条第一項の認定（第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた緑地確保事業者（以下「認定事業者」という。）は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4| 前条第四項から第八項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(助言等)

第九十条 国は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた優良緑地確保計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定優良緑地確保計画」という。）に従つて行われる緑地確保事業の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

(改善命令及び認定の取消し)

第九十一条 国土交通大臣は、認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて緑地確保事業を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

2 国土交通大臣は、認定事業者が前項の規定による命令に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(定期の報告)

第九十二条 認定事業者は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、認定優良緑地確保計画の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

(新設)

(首都圏保全法等の特例)

第九十三条 認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為については、首都圏保全法第七條第一項の規定は、適用しない。

(新設)

2 認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為については、近畿圏保全法第八條第一項の規定は、適用しない。

3 認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて緑地保全地域内において行う行為については、第八條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 特別緑地保全地区内において第十四條第一項の許可を受けなければならない行為を認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて行う場合には、当該行為については、同項の許可があつたものとみなす。

(都市再生推進法人の業務の特例)

第九十四条 都市再生特別措置法第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、同法第一百九条各号に掲げる業務のほか、認定事業者に対し、当該認定事業者が実施する緑地確保事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことができる。

2 前項の場合においては、都市再生特別措置法第二百一十一条第一項及び第二項中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務及び都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十四条第一項に規定する業務」とする。

第二節 登録調査機関等

(登録調査機関による調査)

第九十五条 国土交通大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に第八十八条第五項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する技術的な調査（以下「調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、国土交通大臣は、登録調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して計画の認定のための審査を行わなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により登録調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、計画の認定を受けようとする者は、当該調査の全部又は一部については、国土交通省令で定めるところにより、登録調査機関にその実施を申請しなければならない。

4 登録調査機関は、前項の規定による申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を、国土交通省令で定めるところ

(新設)

(新設)

(新設)

ろにより、国土交通大臣に通知しなければならない。

5 第三項の申請の手続その他の登録調査機関による調査の実施に
関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録)

第九十六条 前条第一項の登録（以下「登録」という。）は、国土
交通省令で定めるところにより、調査の業務を行おうとする者の
申請により行う。

(欠格条項)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けるこ
とができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、
罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第一百条第一項から第三項までの規定により登録を取り消さ
れ、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り
消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に
係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の
規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であ
つた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれ
かに該当する者があるもの

(登録の基準等)

第九十八条 国土交通大臣は、第九十六条の規定により登録の申請
をした者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げ
る要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
ない。

一 調査を適確に行うために必要なものとして国土交通省令で定

(新設)

(新設)

(新設)

める基準に適合していること。

二 緑地の整備又は管理を業とする者（以下この号において「緑地整備等業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、緑地整備等業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める緑地整備等業者の役員又は職員（過去二年間に緑地整備等業者の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、緑地整備等業者の役員又は職員であること。

2 | 国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、登録調査機関について、その氏名又は名称及び住所、調査の業務の範囲、調査の業務を行う事務所の所在地その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第九十九条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、効力を失う。

2 | 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 | 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

（新設）

4 前項の場合において、第一項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（調査の実施）

第百条 登録調査機関は、調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならない。

2 登録調査機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により調査を行わなければならない。

（変更の届出）

第百一条 登録調査機関は、その氏名若しくは名称、住所又は調査の業務を行う事務所の所在地の変更をするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第百二条 登録調査機関は、調査の業務に関する規程（以下この条及び第百十条第二項第二号において「業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときは、同様とする。

2 業務規程には、調査の実施方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査を公正かつ適確に実施する上で不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

（新設）

（新設）

（新設）

第三百三条 登録調査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、

調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一百四条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 緑地確保事業者その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(新設)

(新設)

(帳簿の記載等)

第百五条 登録調査機関は、調査の業務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

(秘密保持義務等)

第百六条 登録調査機関の役員(法人でない登録調査機関にあつては、当該登録を受けた者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの者であつた者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(新設)

2 調査の業務に従事する登録調査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告徴収及び立入検査)

(新設)

第百七条 国土交通大臣は、調査の業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要な限度において、登録調査機関に対し調査の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、調査の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適合命令)

(新設)

第百八条 国土交通大臣は、登録調査機関が第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録調査機関に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九九条 国土交通大臣は、登録調査機関が第百条の規定に違反していると認めるとき、又は登録調査機関が行う調査が適当でないと認めるときは、当該登録調査機関に対し、調査を行うべきこと又は調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第一百十條 国土交通大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第九十七条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

2| 国土交通大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十五条第四項、第一百一条第一項、第一百三十一条第一項、第一百九十五条第四項、第一百一条第一項、第一百三十一条第一項、第一百九十五条第四項又は第百五条の規定に違反したとき。

二 第百二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第百四条第二項の請求を拒んだとき。

四 第百二条第三項、第百八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

3| 国土交通大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録調査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る調査の業務を開始しないときは、その登録を取り消すことができる。

4| 国土交通大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(新設)

(新設)

(国土交通大臣による調査の業務の実施)

第百十一条 国土交通大臣は、登録調査機関が第百三条第一項の許可を受けてその調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第二項の規定により登録調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九十五条第二項の規定にかかわらず、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3| 国土交通大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第百三条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項から第三項までの規定により登録を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第百十二条 計画の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、国土交通大臣が第九十五条第一項の規定により登録調査機関に調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。

2| 登録調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより登録調査機関が国土交通大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該登録調査機関に納めなければならない。

第十章 雑則

(国等の援助)

(新設)

(新設)

第八章 雑則

第百十三条 国及び地方公共団体は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、関係地方公共団体、支援機構又は推進法人に対し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第百十四条 (略)

第十一章 罰則

第百十五条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第百十条第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第七十六条第一項又は第百六条第一項の規定に違反して、支援業務又は調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第十四条第三項の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反したとき。

（新設）

第七十五条 (略)

第九章 罰則

第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反した者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第八十条の規定による市町村長の命令に違反する行為をしたとき。

四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

七 第七十三条第一項又は第百三条第一項の許可を受けないで、支援業務又は調査の業務の全部を廃止したとき。

八 第七十五条又は第百五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

九 第七十七条第一項若しくは第百七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百十五条第一項又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十二条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者

四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

ほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百十九条 (略)

第百二十条 第百四条第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十条 (略)

(新設)

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（歴史的風土保存計画） 第五条 （略） 2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。 一 三 （略） 四 歴史的風土特別保存地区内の歴史的風土の保存に関する次に掲げる事項 イ 歴史的風土特別保存地区内の緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（第十三条第三項第二号及び第十四条第一項第二号において「機能維持増進事業」という。） ロ 第十二条の規定による土地の買入れに関する事項 3・4 （略） 第八条 （略） （特別保存地区内における行為の制限） 第九条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際既に着手している行為については、この限りでない。 一 七 （略） 2・3 （略）	（歴史的風土保存計画） 第五条 （略） 2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。 一 三 （略） 四 第十一条の規定による土地の買入れに関する事項 3・4 （略） 第七条の二 （略） （特別保存地区内における行為の制限） 第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。 一 七 （略） 2・3 （略）

4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

5 5 7 (略)

8 国の機関が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

(損失の補償)

第十条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、次条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 (略)

2 2 3 (略)

(行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用)

第十一条 第七条及び第九条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）その他の法律（

4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

5 5 7 (略)

8 国の機関が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

(損失の補償)

第九条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、第十条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 (略)

2 2 3 (略)

(行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用)

第十条 第七条及び第八条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）その他の法律（

（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）

第十二条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第九条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を府県において買入れべき旨の申出があつた場合においては、次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、当該土地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（都市緑化支援機構による特定土地保全業務）

第十三条 府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構をいう。以下この条及び次条において「対象土地」という。）について、次条第一項各号に掲げる業務（以下この条において「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が次条第二項の規定により読み替えて適用する都市緑地法第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認

これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）

第十一条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第八条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない。

（新設）

めるときは、遅滞なく、当該要請をした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3| 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の府県は、当該通知の後速やかに、特定土地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第十五条において「土地保全業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一| 都市緑化支援機構が次条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二| 都市緑化支援機構が次条第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

三| 都市緑化支援機構が次条第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四| 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五| 前号の期間内において都市緑化支援機構が次条第一項第四号に掲げる業務として行う府県への対象土地の譲渡の方法及び時期

六| 都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて府県が負担すべきものの支払の方法及び時期

七| その他国土交通省令で定める事項

4| 都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

5| 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の府県が、土地保全業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

		6 前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、特定土地保全業務を行わなければならない。
		7 第五項に定めるもののほか、府県は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。
		(都市緑化支援機構の業務の特例)
		第十四条 都市緑化支援機構は、都市緑地法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
		一 前条第一項の規定による府県の要請に基づき、第十二条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。
		二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。
		三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。
		四 前条第三項第四号の期間内において府県への対象土地の譲渡を行うこと。
		五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
	2	前項の規定により都市緑化支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法第七章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第七十一条第一項	特定緑地保全業務	特定緑地保全業務及び特定土地保全業務（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「古都保存法」とい

(新設)

第七十一条第二項第一号及び第二号から第五号まで並びに第五項並びに第八十条	特定緑地保全業務	う。第十三条第一項に規定する特定土地保全業務をいう。以下同じ。）（以下「特定緑地保全業務等」という。）
第七十一条第二項第二号	業務実施協定	業務実施協定及び土地保全業務実施協定（古都保存法第十三条第三項に規定する土地保全業務実施協定をいう。）
第七十二条第一項及び第三項並びに第七十五条	支援業務	支援業務及び特定土地保全業務
第七十四条	業務ごと	業務及び特定土地保全業務ごと
第七十六条第一項	支援業務	支援業務又は特定土地保全業務（以下「支援業務等」という。）
第七十六条第二項、第七十七条第一項、第七十八條、第七十九條第二項第一号及び第百十五條	支援業務	支援業務等

第二項		
第百十七條第八号	第七十五條	第七十五條（古都保存法第十四條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第百十七條第九号	第七十七條第一項	第七十七條第一項（古都保存法第十四條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（買い入れた土地の管理）

第十五条 府県は、第十二条第一項の規定により買い入れた土地及び土地保全業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

第十六条 （略）

（費用の負担及び補助）

第十七条 国は、第十条の規定による損失の補償及び第十二条第一項の規定による土地の買入れ又は第十三条第五項の規定による負担に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

（削る）

（買い入れた土地の管理）

第十二条 府県は、前条の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

第十三条 （略）

（費用の負担及び補助）

第十四条 国は、第九条の規定による損失の補償及び第十一条の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

第十五条 削除

第十八条 (略)

(削る)

(報告、立入調査等)

第十九条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第九条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 府県知事は、第九条第一項、第五項又は第六項前段の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3・4 (略)

第二十条 (略)

(罰則)

第二十一条 第九条第六項前段の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反したとき。

二 第九条第五項の規定により許可に付せられた条件に違反したとき。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

第十六条 (略)

第十七条 削除

(報告、立入調査等)

第十八条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 府県知事は、第八条第一項、第五項又は第六項前段の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3・4 (略)

第十九条 (略)

(罰則)

第二十条 第八条第六項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反した者

二 第八条第五項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処

為をした者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊したとき。

二 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十九条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(削る)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第二十一条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十五条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

する。

一 第六条第二項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

二 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十八条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第二十条から第二十二条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(新設)

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都市開発資金の貸付け） 第一条 （略） 2・3 （略） 4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）にし地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。 一 四 （略） 五 土地区画整理事業（前各号に規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。）が、保留地（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号及び次条第五項において同じ。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てられた無利子の資金の貸付け イ 八 （略） 5 国は、地方公共団体に対し、土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じ	（都市開発資金の貸付け） 第一条 （略） 2・3 （略） 4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）にし地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。 一 四 （略） 五 土地区画整理事業（前各号に規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。）が、保留地（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号及び次条第五項において同じ。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てられた無利子の資金の貸付け イ 八 （略） 5 国は、地方公共団体に対し、土地区画整理組合が国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じ

たにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となつてゐる区域について新たに施行者となり、土地区画整理法第二百二十八条第二項の規定により当該土地区画整理組合から引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業（前項第一号から第四号までに規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を貸し付けることができる。

6
8 (略)

9 国は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構に対し、同法第七十条第一号、第二号及び第五号並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金を貸し付けることができる。

10
(略)

(利率、償還方法等)

第二條 (略)

2 前条第三項から第七項まで、第九項又は第十項の規定による貸付金は、無利子とする。

3
8 (略)

9 前条第六項又は第九項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

10 前条第七項又は第十項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第七項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第十項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む

たにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となつてゐる区域について新たに施行者となり、土地区画整理法第二百二十八条第二項の規定により当該土地区画整理組合から引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業（前項第一号から第四号までに規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を貸し付けることができる。

6
8 (略)
(新設)

9
(略)

(利率、償還方法等)

第二條 (略)

2 前条第三項から第七項まで又は第九項の規定による貸付金は、無利子とする。

3
8 (略)

9 前条第六項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

10 前条第七項又は第九項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（同条第七項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第九項の規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む

。～以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

11 国は、前条第十項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

。～以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

11 国は、前条第九項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

改正案	現行
（都市計画基準） 第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質及び当該都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。 一 二十（略） 2（略） 3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質及び当該地域における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。 一・二（略） 4 5 6（略）	（都市計画基準） 第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。 一 二十（略） 2（略） 3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。 一・二（略） 4 5 6（略）

(都市計画の決定等の提案)

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時的に使用するため設定されたことが明らかなものを除く。第四項第二号において「借地権」という。）を有する者（同号において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項及び第三項並びに第七十五条の九第一項において同じ。）の決定又は変更をすること
を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすること
を提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構は、第一項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(都市計画の決定等の提案)

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時的に使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項及び第七十五条の九第一項において同じ。）の決定又は変更をすること
を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすること
を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

(新設)

4 前三項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一・二 （略）

（国土交通大臣の定める都市計画）

第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五條、第十五條の二、第十七條第一項及び第二項、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項から第三項まで並びに第二十一條の三中「都道府県」とあり、並びに第十九條第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七條の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八條第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは「国土交通大臣」と、第十九條第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十條第一項、第二十一條の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十條第一項中「都道府県にあつては関係市町村長」とあるのは「国土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都府県知事」とする。

2・3 （略）

（都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案）

第七十五條の九 （略）

2 第二十一條の二第四項及び第二十一條の三から第二十一條の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一・二 （略）

（国土交通大臣の定める都市計画）

第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五條、第十五條の二、第十七條第一項及び第二項、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項及び第二項並びに第二十一條の三中「都道府県」とあり、並びに第十九條第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七條の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八條第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは「国土交通大臣」と、第十九條第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十條第一項、第二十一條の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十條第一項中「都道府県にあつては関係市町村長」とあるのは「国土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都府県知事」とする。

2・3 （略）

（都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案）

第七十五條の九 （略）

2 第二十一條の二第三項及び第二十一條の三から第二十一條の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（潜在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等） 第六十二条の五 公園施設設置管理協定を締結した一体型事業実施主体等（以下「協定一体型事業実施主体等」という。）は、当該公園施設設置管理協定（変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って、潜在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等（<u>第一百十九条第七号</u>において「潜在快適性等向上公園施設の設置等」という。）をしなければならない。 2 4 （略） （民間都市再生整備事業計画の認定） 第六十三条 （略） 2 （略） 3 第一項の民間事業者は、その施行する都市再生整備事業が都市の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律<u>第一百十七号</u>）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。第四号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進に資するもの（同号において「脱炭素都市再生整備事業」という。）であると認めるときは、第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請に係る民間都市再生整備事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。	（潜在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等） 第六十二条の五 公園施設設置管理協定を締結した一体型事業実施主体等（以下「協定一体型事業実施主体等」という。）は、当該公園施設設置管理協定（変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って、潜在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等（<u>第一百十九条第六号</u>において「潜在快適性等向上公園施設の設置等」という。）をしなければならない。 2 4 （略） （民間都市再生整備事業計画の認定） 第六十三条 （略） 2 （新設）

一 緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備（緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うための設備をいう。以下同じ。）の整備に関する事業の概要及び当該緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の管理者又は管理者となるべき者

二 緑地又は緑化施設の管理の方法

三 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）、「エネルギーの効率的利用に資する設備その他の都市の脱炭素化に資するものとして国土交通省令で定める設備（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の整備に関する事業の概要及び当該再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者

四 脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための措置に関する事項

（民間都市再生整備事業計画の認定基準等）

第六十四条 国土交通大臣は、整備事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、整備事業計画の認定をすることができる。

一 四 （略）

五 民間都市再生整備事業計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該民間都市再生整備事業計画に基づき行う緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備又は管理の内容並びに同項第四号の措置の内容が、都市の脱炭素化を図るために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をするときは、あらかじめ

（民間都市再生整備事業計画の認定基準等）

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、整備事業計画の認定をすることができる。

一 四 （略）
（新設）

2 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、

め、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をするときは、あらかじめ、当該都市再生整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下この節において「公共施設の管理者等」という。）の意見を聴かなければならない。

4 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十条に規定する認定優良緑地確保計画（同法第八十八条第三項に規定する事項が記載されたものに限る。）に基づき緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備又は管理をしようとする民間事業者が、前条第三項第一号及び第二号に掲げる事項として当該緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備又は管理に関する事項を記載した民間都市再生整備事業計画について整備事業計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画は、同項第五号に掲げる基準（緑地、緑化施設及び緑地等管理効率化設備に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務）

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備、緑地等管理効率化設備並びに再生可能エネルギー発電設備等で政令で定めるもの（緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等にあつては、認定整備事業計画に第六十三条第三項第一号又は第三号に掲げる事項として記載されているものに限る。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該都市再生整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下この節において「公共施設の管理者等」という。）の意見を聴かなければならない。
（新設）

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務）

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イホ (略)
二・三 (略)
2・3 (略)

(民間都市開発法の特例)

第七十一条の二 民間都市開発法第四条第一項一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定整備事業であるものに係る同項の規定の適用については、同号中「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十七条に規定する認定整備事業であるものと、「という。」とあるのは「という。」並びに同法第七十一条第一項一号に規定する緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等」とする。

(低未利用土地利用促進協定の締結等)

第八十条の三 市町村又は都市再生推進法人等(第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第八十条の七第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第八十条の八第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。))をいう。以下この節において同じ。は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十六項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあつては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。第百十一条第一項において同じ。))内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。の整備及び管理を行うため、当該事項に

イホ (略)
二・三 (略)
2・3 (略)

(新設)

(低未利用土地利用促進協定の締結等)

第八十条の三 市町村又は都市再生推進法人等(第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第八十条の七第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第八十条の八第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。))をいう。以下この節において同じ。は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十六項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあつては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。第百十一条第一項において同じ。))内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。の整備

係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「低未利用土地利用促進協定」という。）を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

一、四（略）

2・3（略）

4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）

第八十条の七 都市緑地法第八十一条の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一、二（略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十条の七第一項第一号」とする。

（立地適正化計画）

第八十一条（略）

2・3（略）

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5・6（略）

7 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載する

及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「低未利用土地利用促進協定」という。）を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

一、四（略）

2・3（略）

4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）

第八十条の七 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一、二（略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十条の七第一項第一号」とする。

（立地適正化計画）

第八十一条（略）

2・3（略）

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5・6（略）

7 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載しよ

ときは、当該事項について、あらかじめ、公安委員会に協議しなければならない。

8 市町村は、立地適正化計画に第六項第三号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。

9
16 （略）

17 立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

18
21 （略）

22 市町村は、立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

23
24 （略）

（跡地等管理等協定の締結等）

第百十一条 市町村又は都市再生推進法人等（第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第百十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（第百十六条第一項

うとするときは、当該事項について、あらかじめ、公安委員会に協議しなければならない。

8 市町村は、立地適正化計画に第六項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。

9
16 （略）

17 立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

18
21 （略）

22 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

23
24 （略）

（跡地等管理等協定の締結等）

第百十一条 市町村又は都市再生推進法人等（第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第百十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。）又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（第百十六条第一項

に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。）をいう。以下同じ。）は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。）を適正に管理し、又は跡地（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。）における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下「跡地等管理等協定」という。）を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。

一五（略）

2・3（略）

4 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）

第百十五条 都市緑地法第八十一条の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は都市再生特別措置法第百十五条第一項第一号」とする。

（推進法人の業務）

第百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一五（略）

六 第四十六条第一項の土地の区域における緑地等管理効率化設

に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。）をいう。以下同じ。）は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。）を適正に管理し、又は跡地（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。）における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下「跡地等管理等協定」という。）を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。

一五（略）

2・3（略）

4 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）

第百十五条 都市緑地法第六十九条の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は都市再生特別措置法第百十五条第一項第一号」とする。

（推進法人の業務）

第百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一五（略）

（新設）

備又は再生可能エネルギー発電設備等の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）との契約に基づき、これらの設備の管理を行うこと。

七
十
（略）

十一 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第九号までに該当するものを除く。）。

イ・ロ
（略）

十二
十六
（略）

六
九
（略）

十一 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第八号までに該当するものを除く。）。

イ・ロ
（略）

十一
十五
（略）

改 正 案	現 行
（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例） 第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。 一 （略） 二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第六条</u>第一項の規定により指定を受けた特別保存地区（同法<u>第八条</u>の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。）の区域内における家屋又は土地	（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例） 第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。 一 （略） 二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第六条</u>第一項の規定により指定を受けた特別保存地区（同法<u>第七条</u>の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。）の区域内における家屋又は土地

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一、十四の三（略） 十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二十条の規定に基づいてする同法第十二条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合 十六（略） 2、6（略）	（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一、十四の三（略） 十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合 十六（略） 2、6（略）

○ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（都市公園の設置基準） 第三条（略） 2 都道府県は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条の三第一項に規定する広域計画（次条第二項において「広域計画」という。）を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を設置するよう努めるものとする。	（都市公園の設置基準） 第三条（略） 2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（次条第二項において単に「基本計画」という。）（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。 （新設）
3 市町村は、都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画（次条第三項において「基本計画」という。）を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を設置するよう努めるものとする。 （略）	3 （略） （都市公園の管理基準） 第三条の二（略） 2 基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合には、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。 （新設）
2 都道府県は、広域計画を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。	
3 市町村は、基本計画を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。	

[

○ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（管理協定の締結等） 第八条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第十六条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。</u> ）は、保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。 一 五 （略） 2・3 （略） 4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項を、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。 5 （略） 6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に	（管理協定の締結等） 第八条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第十六条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。</u> ）は、保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。 一 五 （略） 2・3 （略） 4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。 5 （略） 6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に

掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。

7 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十四条 第八条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（都市緑地法の特例）

第十五条 （削る）

保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」

掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。

7 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十四条 第八条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（都市緑地法の特例）

第十五条 保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、近郊緑地保全計画に適合したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指

という。）」のと、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同項及び同条第二項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条 都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は首都圏保全法第十六条第一項第一号」とする。

（費用の負担及び補助）

第十七条 （略）

2 国は、都県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ又は同法第十七条の二第二項の規定による負担並びに都県又は町村が行う同法第十七条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は首都圏保全法第十六条第一項第一号」とする。

（費用の負担及び補助）

第十七条 （略）

2 国は、都県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
一〇百五十五の二（略）				一〇百五十五の二（略）			
百五十五の三 優良緑地確保計画の認定手続に係る登録調査機関の登録				（新設）			
都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十五条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円					
百五十六〇百六十（略）							

○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（管理協定の締結等） 第九条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。</u> ）は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。 一 五 （略） 2・3 （略） 4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項を、あらかじめ、府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、府県が当該府県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。 5 （略） 6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に	（管理協定の締結等） 第九条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。</u> ）は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。 一 五 （略） 2・3 （略） 4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、府県が当該府県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。 5 （略） 6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に

掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。

7 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十五条 第九条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（都市緑地法の特例）

第十六条 （削る）

近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指

掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。

7 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十五条 第九条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（都市緑地法の特例）

第十六条 近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、保全区域整備計画に適合したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第

定都市」という。）」のと、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同項及び同条第二項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十七条 都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は近畿圏保全法第十七条第一項第一号」とする。

（費用の負担及び補助）

第十八条 （略）

2 国は、府県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ又は同法第十七条の二第二項の規定による負担並びに府県又は町村が行う同法第十七条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」のと、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十七条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は近畿圏保全法第十七条第一項第一号」とする。

（費用の負担及び補助）

第十八条 （略）

2 国は、府県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

○ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（生産緑地地区に関する都市計画） 第三条（略） 2ゝ5（略） 6 生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第四条第一項に規定する基本計画（同条第二項第七号に掲げる事項が定められているものに限る。）</u>が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならない。	（生産緑地地区に関する都市計画） 第三条（略） 2ゝ5（略） 6 生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第四条第一項に規定する基本計画（同条第二項第五号に掲げる事項が定められているものに限る。）</u>が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならない。

○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（明日香村歴史的風土保存計画） 第二条（略） 2 明日香村歴史的風土保存計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 古都保存法第十二条第一項の規定による土地の買入れに関する事項 六 （略） 3・4 （略） （第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画） 第三条（略） 2 （略） 3 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区は、それぞれ古都保存法第八条後段の特別保存地区とする。	（明日香村歴史的風土保存計画） 第二条（略） 2 明日香村歴史的風土保存計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れに関する事項 六 （略） 3・4 （略） （第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画） 第三条（略） 2 （略） 3 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区は、それぞれ古都保存法第七条の二後段の特別保存地区とする。

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（資金の貸付け） 第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）<u>第一条第十項</u>の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。 2 （略）	（資金の貸付け） 第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）<u>第一条第九項</u>の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。 2 （略）

○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法律の適用の特例） 第十六条 （略） 2 機構は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第七条第三項及び第九条第八項の規定</u>の適用については、国の機関とみなす。	（他の法律の適用の特例） 第十六条 （略） 2 機構は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第七条第三項及び第八条第八項の規定</u>の適用については、国の機関とみなす。

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都市計画の決定等の提案の特例） 第十五条 次の各号に掲げる業務の実施に關し、当該各号に定める都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条の二第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「前項に規定する土地の区域」とあるのは「前項に規定する土地の区域（独立行政法人都市再生機構にあつては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十五条各号に掲げる業務の実施に必要なとなる土地の区域）」と、同条第四項中「次に掲げるところ」とあるのは「次の各号（独立行政法人都市再生機構法第十五条の規定により読み替えて適用される第二項の規定による独立行政法人都市再生機構の提案にあつては、第一号）に掲げるところ」とする。 一・二 （略）	（都市計画の決定等の提案の特例） 第十五条 次の各号に掲げる業務の実施に關し、当該各号に定める都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項に規定する土地の区域」とあるのは「前項に規定する土地の区域（独立行政法人都市再生機構にあつては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十五条各号に掲げる業務の実施に必要なとなる土地の区域）」と、同条第三項中「次に掲げるところ」とあるのは「次の各号（独立行政法人都市再生機構法第十五条の規定により読み替えて適用される前項の規定による独立行政法人都市再生機構の提案にあつては、第一号）に掲げるところ」とする。 一・二 （略）

○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例） 第四十二条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人であつて同法第八十二条第一号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地保全・緑化推進法人」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。</u> 2 前項の場合においては、都市緑地法<u>第八十三条中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。</u> 3 （略）	（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例） 第四十二条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人であつて同法第七十条第一号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地保全・緑化推進法人」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。</u> 2 前項の場合においては、都市緑地法<u>第七十一条中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。</u> 3 （略）

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）（附則第十七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の町村長による実施） 第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定町村の長が行うことができる。 2 前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法第四条、第三章第二節及び第三十一条の規定の適用については、同法第四条第二項第六号ハ中「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七項中「第六号ハからホまでに掲げる事項」とあるのは「第六号ハからホまでに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項並びに同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県等」とあるのは「地域歴史的風致法第二十四条第一項	（都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の町村長による実施） 第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十七条第二項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定町村の長が行うことができる。 2 前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法の適用については、同法第四条第二項第四号ロ中「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「同号ロからニまでに掲げる事項」とあるのは「同号ロからニまでに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県等」とあるのは「地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村（以下単に「認定町村」という。）」と、同法第十七条第一項及び第三十一条

に規定する認定町村」と、同項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに都道府県又は町村が行う第十七条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

第一項中「都道府県等」とあるのは「認定町村」と、同法第十七条第二項中「町村又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地保全・緑化推進法人」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地保全・緑化推進法人を、」とあるのは「第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地保全・緑化推進法人」という。）を」と、同法第三項中「都道府県、町村又は緑地保全・緑化推進法人」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ並びに都道府県又は町村が行う同法第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（樹木等管理協定の締結等） 第三十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号に掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）</u>は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（次項及び第四十三条において「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「樹木等管理協定」という。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができる。 一 五 （略） 2・3 （略） 4 第一項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 （都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例） 第四十四条 第三十八条第一項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定に基づき管理する協定樹木又は協定区域内の樹林地等に存する樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百十二号）<u>第二条第一項の</u>	（樹木等管理協定の締結等） 第三十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号に掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）</u>は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（次項及び第四十三条において「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「樹木等管理協定」という。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができる。 一 五 （略） 2・3 （略） 4 第一項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結し<u>ようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。</u> （都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例） 第四十四条 第三十八条第一項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定に基づき管理する協定樹木又は協定区域内の樹林地等に存する樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百十二号）<u>第二条第一項の</u>

規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）

第四十五条 都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）

第四十五条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 （略）

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第十九条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（船舶法等の一部改正） 第三百四十二条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一〇二十二 （略） 二十二の二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二十一条及び第二十二条 二十三〇二十五 （略） 二十六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第百十五条 第一項及び第百十六条 二十七〇六十四 （略） 第三百八十三条 削除	（船舶法等の一部改正） 第三百四十二条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一〇二十二 （略） （新設） 二十三〇二十五 （略） 二十六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第七十六条 及び第七十七条 二十七〇六十四 （略） （古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正） 第三百八十三条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。 第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十一条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。